

（仮称）福祉従事者がやりがいと自信を持って働き続けることができる条例（案）

【条例名 解説】

新城市福祉円卓会議が市に示した答申書には「サービスの担い手である福祉職がいないことで困るのはサービスの受け手である市民です。」とあります。つまり、市民の生活に欠くことのできない福祉サービスを確保し、充実させていくためには、福祉従事者がこれまで以上に輝くことができるまちづくりが必要となります。住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるまちづくりのためにも、福祉従事者がやりがいと自信を持って働き続けることができる地域社会を目指します。

（目的）

第1条 この条例は、福祉従事者の支援に関し、基本理念を定め、福祉従事者、事業者及び市民の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、これらの者の連携その他の基本的な事項を定めることにより、福祉従事者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【第1条 解説】

この条例は、新城市福祉円卓会議の答申（令和2年8月7日）を契機として、制定するものです。

この答申の背景には、福祉従事者が地域社会の福祉を支える重要な役割を担っていること、福祉従事者が決して十分とは言えない社会環境・労働環境にあること、福祉従事者の人材が不足していることなどがあります。

福祉従事者の人材不足は私たち市民の生活に直結する非常に大きな問題です。

私たちが自らの生活の中で福祉を必要とするときに、必要な福祉を受けて生活することができる環境を確保するためには、今いる福祉従事者が仕事を続けられる環境をつくることや福祉に興味を持つ身近な機会をつくること、福祉従事者だけに頼った福祉から脱却し共助による福祉環境をつくる必要があります。

福祉従事者がやりがいと自信を持って働き続けられる地域社会を目指し、福祉従事者、事業者、市民及び市がともに協力し、誰ひとり取り残すことなく、皆が生涯を通じて幸せに笑顔で暮らしていけるまちを創ることを目的としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉従事者 福祉に関わる仕事に携わる者をいう。
- (2) 事業者 市内で福祉に関わる事業を営む者をいう。
- (3) 市民 前2号に掲げる者以外のもので、住民、市内で働く者若しくは学ぶ者又は市内において公益活動する団体をいう。

【第2条 解説】

(1)「福祉従事者」とは、福祉に関わる仕事に従事し生計を立てている人をはじめ、ボランティアとして福祉に関わる活動をする人まで、福祉に関わる全ての人を意味します。

(2)「事業者」とは、職業として福祉に従事する人を雇用して、福祉サービス等を提供する組織・団体を意味し、これには企業だけではなくNPO等も含まれます。

(3)「市民」とは、住民をはじめ、地域社会の形成のために大きな力となる市内の企業で働く社会人や市内の学校へ通う学生、市内で社会福祉や文化等の向上を目的に活動する団体を意味します。

(基本理念)

第3条 福祉従事者の支援は、福祉従事者、事業者、市民及び市が、地域福祉における福祉従事者の役割や地域共生社会の重要性を十分に理解するとともに、互いに思いやり、理解を深めながら、相互に連携の下、全ての福祉従事者が仕事にやりがいと自信を持って働き続けることができる地域社会の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

【第3条 解説】

第1条の目的のとおり、福祉従事者がやりがいと自信を持って働き続けられる地域社会を目指し、福祉従事者、事業者、市民及び市がともに協力し、誰ひとり取り残すことなく、皆が生涯を通じて幸せに笑顔で暮らしていけるまちを創るためには、福祉従事者、事業者、市民及び市の全員が、地域福祉のことや地域福祉における福祉従事者の役割、福祉の支え手と受け手の関係を超えた共生の重要性を考え・理解し、相手のことを思いやり・理解を深め、その上で連携・協力していくことが、全ての取組みの根幹として必要不可欠です。

(福祉従事者の役割)

第4条 福祉従事者は、社会的支援を必要とする者に必要な支援を届けるため、自らの資質の向上に努めるものとする。

【第4条 解説】

福祉従事者には、地域の福祉を支えているとの自覚と責任のもと、より質の高い支援を提供するために、必要な知識・技術に関する研修の受講や資格の取得、他の福祉従事者・事業者との情報交換・交流・事例研究などを行い、自らの資質の向上に努めることが求められます。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、福祉従事者の労働環境の向上及び人材の育成並びに事業者間の連携又は協働に努めるものとする。

【第5条 解説】

事業者には、福祉従事者のモチベーションの向上などとなる労働環境の向上や福祉従事者はもちろんですが福祉サービスを受ける人の利益にもつながる人材育成、福祉事業における様々な課題の解決などに資する他の事業者との連携・協働に努めることが求められます。

(市民の役割)

第6条 市民は、福祉を享受し、かつ提供する者であることに鑑み、市民、福祉従事者及び事業者間の相互の支え合いに主体的に取り組むよう努めるものとする。

【第6条 解説】

市民には、地域社会における相互の支え合いの重要性のもと、自身が福祉の支援を享受する側だけでなく、福祉の支援を提供する側でもあることを踏まえ、福祉従事者や事業者に対する理解と敬意を深め、市民、福祉従事者及び事業者の三者による相互共助に主体的に取り組むように努めることが求められます。

(市の責務)

第7条 市は、福祉従事者が仕事にやりがいと自信を持って働き続けることができる地域社会の形成の推進のために必要な支援に努めるものとする。

【第7条 解説】

市には、福祉従事者がやりがいと自信を持って働き続けることができる地域社会の実現に向けて市民・事業者とともに様々な施策を推進していくにあたって、必要となる支援に努めることが求められます。

(推進施策)

第8条 市は、福祉従事者及び事業者と協力し、福祉従事者が仕事にやりがいと自信を持って働き続けることができる地域社会の形成を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 福祉従事者が自らの仕事に意欲と誇りを持ち、自信を持って仕事を続けられるよう、資質の向上を図ることができる機会をつくること。
- (2) 福祉に関わる仕事に興味や関心を持つ者が就業又は起業に意欲を湧かせることができ、その実現に踏み出すことができる環境をつくること。
- (3) 福祉に関わる仕事の意義、重要性、魅力等について、市民が知り、学び、又は体験する機会をつくること。
- (4) 福祉従事者及び事業者並びに福祉に関係する組織、団体等が相互に連携し、交流し、又は協力し合える関係をつくること。

- (5) 福祉従事者及び事業者並びに福祉に関係する組織、団体等の社会的評価が向上する仕組みをつくること。

【第8条 解説】

福祉従事者が仕事にやりがいと自信を持って働き続けることができる地域社会の形成を推進するための施策として、5つの推進施策を定めています。

(1)第1号は、例えば研修や資格取得など、資質の向上を図ることができる機会をつくることにより、福祉従事者が自身のスキルアップなどに努め、これによって今以上に地域社会へ貢献していることや福祉を必要としている人を支えるという重要な仕事を担っていることを実感することができ、自身の仕事へのモチベーションを向上させやりがいと自信をもって従事し続けていくことにつながります。

(2)第2号は、例えば中学生や高校生に対する福祉教育や幼い頃から日常生活の中で福祉に触れる環境をつくることなど福祉の仕事に興味や関心を持つ機会を創出することにより、将来の福祉の担い手の確保につながります。

(3)第3号は、福祉の仕事が人を支え、人の役に立てる職種でありやりがいと魅力ある仕事であるということを広くアピールすることや福祉の仕事を経験してもらう機会をつくることにより、市民の、福祉の仕事に対する理解を深めることや福祉に対する主体性を高めることにつながります。

(4)第4号は、市内の福祉従事者や事業者が分野や職種を越えて連携し、助け合うつながりを持つことにより、様々な課題の解決や負担の軽減、サービスの質の向上につながります。

(5)第5号は、市内の福祉従事者や事業者等の社会的評価が向上する仕組みをつくることにより、福祉従事者や事業者のやりがいの向上や福祉の担い手の確保につながります。

福祉円卓会議の答申（令和2年8月7日）では、各号の具体的な施策として20の施策が提案されています。この施策を各号に沿って整理すると、次のとおりになります。

(1)第1号

- ・ 合同職員研修
- ・ 事業所に出向いて現場を確認しての出前研修
- ・ 雇用者、管理者、リーダー等階層別の研修を実施
- ・ 外国人向けの日本語研修に対する支援
- ・ 福祉・介護の資格取得に対する助成

(2)第2号

- ・ 無料相談窓口の設置
- ・ 就職（復職）前研修
- ・ ICTネットワークや介護ロボット導入に対する助成

(3)第3号

- ・ 市政番組「いいじゃん新城」、広報しんしろ「ほのか」等を活用した情報発信
- ・ 誰でも参加できるイベントで周知
- ・ 中高校生向けの体験型イベント、講座を開催、福祉教育の充実
- ・ 福祉職の魅力を伝える写真展
- ・ 新城市福祉・介護フェア、新城市福祉・介護市民フォーラム

(4)第4号

- ・ 福祉・介護サービス連絡協議会、新城福祉介護学会
- ・ 行事・イベントに関する作り物を共通利用できる仕組みをつくる
- ・ 「ほいっぷネットワーク」の利用拡大

(5)第5号

- ・ 就職祝金
- ・ 備品購入、施設改修に対する助成
- ・ 永年勤続表彰
- ・ 認定福祉事業所制度（仮称）

（新城市福祉従事者支援施策推進会議）

第9条 市長は、前条の施策の実施に当たり、意見の交換並びに情報及び意識の共有を行うため、新城市福祉従事者支援施策推進会議を置く。

【第9条 解説】

第8条の推進施策は、年度を越えてその問題意識を引き継ぎ、時代の動きに合わせて施策を変化させながら継続していくことが必要となることから、福祉従事者、事業者、市民及び市がともに協力して施策を推進していくことを目的として新城市福祉従事者支援施策推進会議を設置し、意見交換や情報共有、意識共有を図り、様々な課題の解決に向けて柔軟に対応していきます。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【第10条 解説】

第1条から第9条までに記載のない事項については、福祉従事者、事業者及び市民から必要に応じて意見の聴取又は協議のうえ、市長が決定します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。